

## 1 関係機関との連携

障害のある人にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたっています。障害福祉グループが中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害のある人、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも情報交換等を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野も多くあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

## 2 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、長寿・障害福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。